

# 山梨県公報

第二千七百七十六号

平成三十年

三月十九日

月 曜 日

## 目次

### 告 示

- 山梨県土地利用基本計画の変更……………一〇一
- 救急病院等の認定……………一〇一
- 保安林の指定の予定(二件)……………一〇一
- 道路の区域変更(三件)……………一〇二
- 道路の供用開始……………一〇三
- 山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額の改正……………一〇三
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………一〇八
- 土地改良区役員の就任……………一〇八
- 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期、方法等……………一〇八

## 告 示

### 山梨県告示第七十四号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。その関係図書は、山梨県総合政策部地域創生・人口対策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 変更に係る事項 山梨県土地利用基本計画の計画図及び計画書の変更
- 二 変更内容

#### (一) 計画図の変更

- 1 富士吉田市における自然公園地域の拡大
- 2 忍野村における自然公園地域の拡大及び縮小
- 3 富士吉田市における森林地域の縮小

- 4 韮崎市における森林地域の縮小
  - 5 忍野村における森林地域の縮小
- (二) 計画書の変更 次のとおりとする(「次のとおり」は、省略する。)

### 山梨県告示第七十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成三十年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

#### 一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田三千九百五十四番地

#### 二 認定期限 平成三十三年三月十四日

### 山梨県告示第七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町樋之上字萩平四三二の一、四三七の二
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

#### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡身延町身延字洗足四一八六の三（次の図に示す部分に限る。）、四一八六の六、字丸尾山四二二六の一
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成三十年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜富士見線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市大泉町谷戸字並木上八九九三番一地从先から 北杜市大泉町谷戸字並木上八九九三番一地从先まで	一九・四 三一・四	二五・三 一〇三・五	一一五・〇	一二五・〇

山梨県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成三十年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 箕輪須玉線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北杜市須玉町穴平字柳坪一七一三番二地先から 北杜市須玉町穴平字柳坪一五七五番四地先まで	五・〇 一八・二	五・〇 五・五	四八・一	四八・一

山梨県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
山梨市東字中島四八五番一地从先から 山梨市東字中島五四八番一地从先まで	一三・三 九二・七	一一・六 六八・六	二八二・〇	二八二・〇

山梨県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成三十年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	箕輪須玉線	北杜市須玉町穴平字夏目原一七 二三番地先から 北杜市須玉町穴平字柳坪一五七 八番地先まで	一一・九・一	平成三十年 三月十九日

山梨県告示第八十二号

山梨県流水占用料等に関する条例別表中知事の定める額（平成十二年山梨県告示第二百七十三号）を次のように改正する。

平成三十年三月十九日

山梨県知事 後藤 齋

二の表を次のように改める。

所在地	金額					
	単位	区分				
		田	畑	桑園	果樹園	牧草地又は採草地
甲府市（旧中道町及び旧上九一色村の区域を除く。）	占用面積 1㎡につき1年	11円	11円	11円	25円	5円
甲府市（旧中道町の区域に限る。）		11円	6円	13円	16円	3円
甲府市（旧上九一色村の区域に限る。）		4円	3円	5円	5円	3円
富士吉田市		7円	4円	7円	7円	3円
都留市		11円	5円	7円	7円	3円
山梨市（旧牧丘町及び三富村の区域を除く。）		16円	6円	11円	45円	3円
山梨市（旧牧丘町の区域に限る。）		8円	6円	9円	24円	3円
山梨市（旧三富村の区域に限る。）		5円	6円	6円	14円	3円
大月市		8円	8円	8円	8円	3円
韮崎市		11円	6円	11円	11円	3円
南アルプス市（旧八田村の区域に限る。）		12円	12円	11円	25円	5円
南アルプス市（旧白根町及び旧若草町の区域に限る。）		11円	11円	11円	26円	5円
南アルプス市（旧芦安村の区域に限る。）		9円	4円	4円	4円	3円
南アルプス市（旧櫛形町の区域に限る。）		10円	10円	11円	26円	4円

南アルプス市（旧甲西町の区域に限る。）	11円	12円	11円	26円	5円
北杜市（旧明野村の区域に限る。）	9円	5円	4円	4円	3円
北杜市（旧須玉町の区域に限る。）	10円	3円	4円	4円	3円
北杜市（旧高根町及び旧武川村の区域に限る。）	10円	4円	4円	4円	3円
北杜市（旧長坂町の区域に限る。）	10円	3円	3円	3円	3円
北杜市（旧大泉村及び旧小淵沢町の区域に限る。）	11円	3円	3円	3円	3円
北杜市（旧白州町の区域に限る。）	10円	5円	5円	5円	3円
甲斐市（旧竜王町の区域に限る。）	11円	11円	11円	25円	5円
甲斐市（旧敷島町の区域に限る。）	12円	11円	11円	25円	5円
甲斐市（旧双葉町の区域に限る。）	9円	9円	11円	11円	4円
笛吹市（旧石和町の区域に限る。）	13円	18円	13円	36円	5円
笛吹市（旧御坂町の区域に限る。）	9円	11円	13円	38円	5円
笛吹市（旧一宮町の区域に限る。）	9円	6円	13円	20円	3円
笛吹市（旧八代町の区域に限る。）	9円	6円	13円	13円	3円
笛吹市（旧境川村の区域に限る。）	9円	6円	14円	27円	3円

笛吹市（旧春日居町の区域に限る。）	11 円	6 円	9 円	30 円	3 円
笛吹市（旧芦川村の区域に限る。）	5 円	5 円	5 円	5 円	3 円
上野原市（旧上野原町の区域に限る。）	8 円	8 円	8 円	8 円	3 円
上野原市（旧秋山村の区域に限る。）	9 円	4 円	7 円	7 円	3 円
甲州市（旧塩山市の区域に限る。）	12 円	6 円	12 円	47 円	3 円
甲州市（旧勝沼町の区域に限る。）	8 円	6 円	6 円	29 円	3 円
甲州市（旧大和村の区域に限る。）	8 円	6 円	7 円	29 円	3 円
中央市（旧玉穂町の区域に限る。）	12 円	11 円	13 円	25 円	5 円
中央市（旧田富町の区域に限る。）	12 円	12 円	14 円	25 円	5 円
中央市（旧豊富村の区域に限る。）	9 円	6 円	13 円	13 円	3 円
市川三郷町（旧三珠町及び旧市川大門町の区域に限る。）	6 円	3 円	8 円	12 円	3 円
市川三郷町（旧六郷町の区域に限る。）	5 円	3 円	4 円	4 円	3 円
早川町	7 円	4 円	7 円	7 円	3 円
身延町（旧下部町の区域に限る。）	7 円	3 円	6 円	6 円	3 円
身延町（旧中富町の区域に限る。）	7 円	4 円	7 円	7 円	3 円
身延町（旧下部町及び旧中富町の区域を除く。）	9 円	4 円	7 円	7 円	3 円

南部町（旧富沢町の区域を除く。）	9円	4円	7円	7円	3円
南部町（旧富沢町の区域に限る。）	8円	4円	7円	7円	3円
富士川町（旧増穂町の区域に限る。）	9円	4円	10円	10円	3円
富士川町（旧鯉沢町の区域に限る。）	8円	4円	9円	9円	3円
昭和町	12円	12円	14円	25円	5円
道志村	8円	4円	7円	7円	3円
西桂町	8円	4円	7円	7円	3円
忍野村	11円	7円	7円	7円	3円
山中湖村	9円	3円	7円	7円	3円
鳴沢村	5円	3円	7円	7円	3円
富士河口湖町（旧河口湖町及び旧勝山村の区域に限る。）	7円	4円	7円	7円	3円
富士河口湖町（旧足和田村の区域に限る。）	7円	3円	7円	7円	3円
富士河口湖町（旧上九一色村の区域に限る。）	4円	3円	5円	5円	3円
小菅村	5円	4円	6円	6円	3円
丹波山村	5円	4円	6円	6円	3円

# 公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

第一リース株式会社 代表取締役 遠藤経雄

東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

南アルプス市徳永複合施設

山梨県南アルプス市徳永字押出八十三番五外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外未定	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

3 変更の年月日 平成二十九年十月十二日

三 届出年月日 平成三十年三月一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十九日まで

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹

川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成三十年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	高木晴雄	山梨市小原西六百二十七番地一	平成三十年三月九日

● 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期、方法等

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期、方法等を次のとおり定めた。

平成三十年三月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

第一 申請の時期及び方法

一 申請時期 経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者（以下「同時申請者等」という。）の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票（以下「受付票」という。）により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者（以下「別途請求者」という。）の申請時期は、平成三十年四月一日（日）から平成三十一年三月三十一日（日）までの山梨県の休日を除く日（平成元年年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

二 申請方法

1 同時申請者等の申請方法

- (一) 同時申請者等は、法第十一条第二項に規定する書類を同項の規定により提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (二) (一)にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の事業年度終了の日より前の日に申請をしようとする者は、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所及び日時にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。



2 別途請求者の申請方法 別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項に規定する申請書を同項の規定により提出した後に、山梨県県土整備総務課建設業対策室に請求に必要な書類を持参すること。

第二 申請に必要な書類

一 申請書及び添付書類 次に掲げる書面とする。ただし、規則の規定により提出を要しないものについては、この限りでない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（別途請求者にあつては、総合評定値請求書に限る。）

2 規則別記様式第二号の二による工事経歴書（経営規模等評価の申請をする場合に限る。）

3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。）

4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求める次に掲げる書類  
（一） 同時申請者等の提出書類（2）から（4）までについては、該当する場合に限る。）

(1) 審査手数料収入証紙貼付書  
(2) 審査基準日における在籍状況を示す継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

(3) 審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金適用確認書

(4) 審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書

(5) 審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済事業加入・履行証明書

(6) 審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書（退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示する場合を除く。）

(7) 審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書

(8) 審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書

(9) 審査基準日における地方公共団体等と締結している防災協定書の写し又は所属団体が防災協定を締結している場合は、当該団体の発行する証明書

(10) 当該事業年度の有価証券報告書の写し、監査報告書の写し、会計参与報告書の写し又は経理処理を適正に確認した書類

(11) 審査基準日における保有状況を示す建設機械保有状況一覧表

(12) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第九〇〇一登録証明

書の写し

(13) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第一四〇〇一登録証明書の写し

(14) 審査対象事業年度の消費税納税証明書（その一）

二 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求める次に掲げる書類

1 同時申請者等の提示書類（二）、四及び六から（四）までについては、該当する場合に限る。）

(一) 申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本

(二) 法第十一条の規定により届出をし、又は提出した変更届出書又は書面（建設業許可に係る各種変更届）の副本（同条第二項に規定する書類を除く。）

(三) 申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類（決算終了後の変更届出書）の副本

(四) 法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書

(五) 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（経営規模等評価の申請のみをしようとする場合に限る。）

(六) 前回の経営規模等評価申請書の副本

(七) 審査対象事業年度の所得税の確定申告書控え

(八) 審査対象事業年度の消費税の確定申告書控え

(九) 審査基準日における給料の支払状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿

(十) 工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種ごとの工事（以下「審査対象業種工事」という。）に係る次に掲げる書類のうち該当するもの

(1) 工事請負契約書

(2) 下請基本契約書

(3) 注文書

(4) 注文請書の写し

(5) 審査対象業種工事に係るコリンズ登録内容確認書竣工登録

(6) 審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図

(7) 審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書

(8) 審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の控え

(9) 審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、資格取得及び資格喪失確認通知書

- (六) 年金事務所受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失確認通知書
- (七) 退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則（審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書を提出する場合を除く。）
- (八) 技術職員の健康保険証の写し
- (九) 監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し
- (十) 基幹技能者講習修了証の写し
- (十一) 公認会計士等の合格証
- (十二) 前回の建設機械保有状況一覧表の副本、建設機械保有状況一覧表に係る売買契約書等の写し、特定自主検査記録表の写し、移动式クレーン検査証の写し、自動車検査証の写し及びカタログの写し
- (十三) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第九〇〇一号登録証明書
- (十四) 審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第一四〇〇一号登録証明書
- 2 別途請求者の提示書類 第二の一の総合評定値請求書と審査基準を同じくする経営規模等評価申請書副本で山梨県県土整備総務課建設業対策室の受付印のあるもの
- 三 申請書用紙の取扱場所 甲府市丸の内一丁目十三番七号 一般社団法人山梨県建設業協会（電話〇五五―二三五―四四二二）
- 第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料
  - 一 手数料
    - 1 経営規模等評価の申請に係る手数料 八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
    - 2 総合評定値の請求に係る手数料 四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
  - 二 納入方法 審査手数料収入証紙貼付書に手数料相当額の山梨県収入証紙を貼付すること。
- 第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知 経営規模等評価の結果の通知又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により簡易書留郵便により通知する。
- 第五 再審査
  - 一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を

- 申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。
- 1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書
  - 2 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
  - 3 1に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類
- 二 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。
- 1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書
  - 2 再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
  - 3 1に掲げる書類のうち改正に関わる審査項目を確認するために必要な書類

第六 その他

- 一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとするものは、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の二第三項の規定により、県の休日以外の日において山梨県県土整備総務課建設業対策室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。
- 二 詳細については、山梨県県土整備総務課建設業対策室（電話〇五五―二三一―八四三）に問い合わせること。